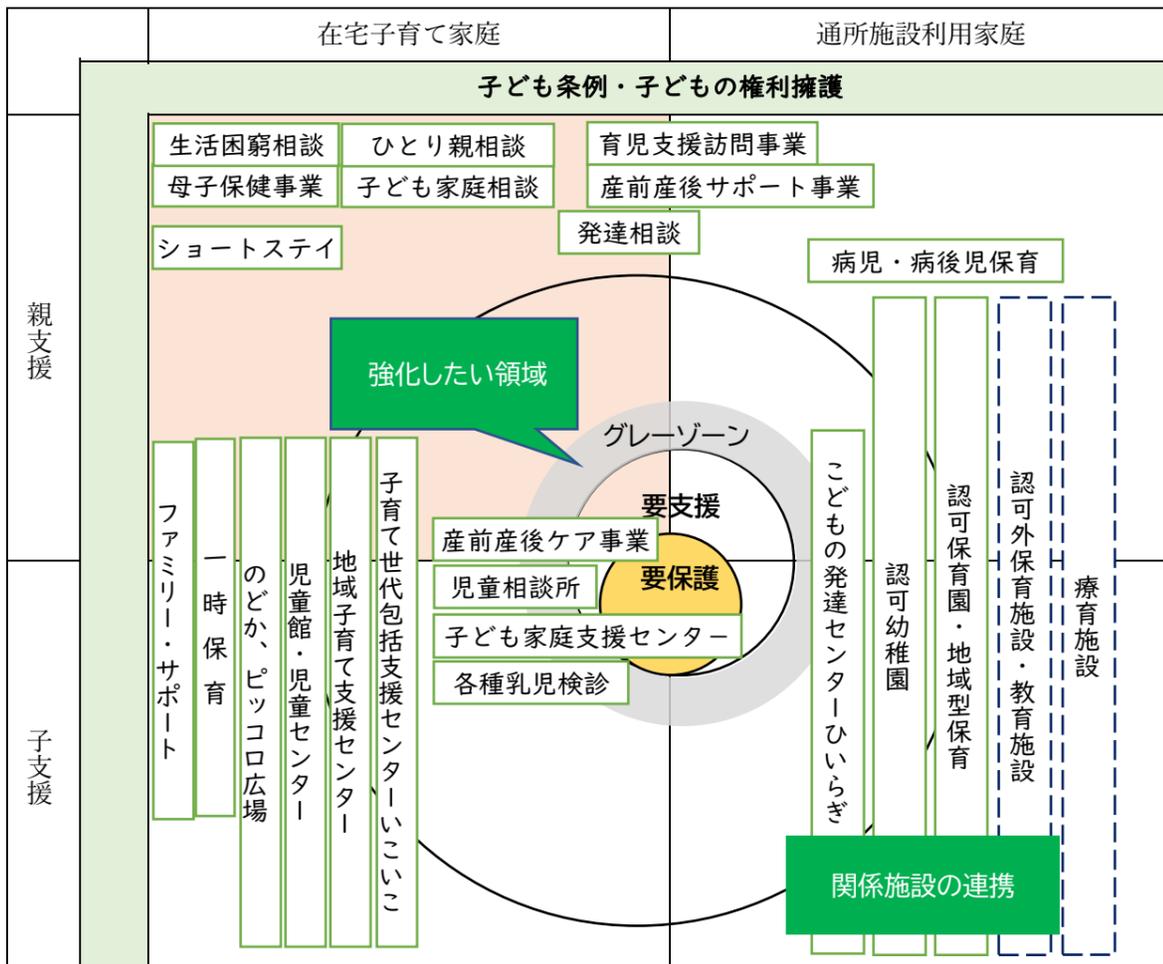


第1章 地域における保育園の役割

I 役割・あり方検討の背景

子ども条例	市は子どもの最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策の総合的確保する
	保護者は必要に応じ育ち学ぶ施設の支援を受けながら子どもが健やかに育つよう努める
	育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努める

II 地域における子育て支援



III 地域に提供可能な保育園が有するノウハウ

ガイドライン 保育の質の 支援	1 子どもの 支援	保育内容 →子どもの状態に応じた柔軟な保育の実施等
		食育 →食べる意欲や命の関り、作り手への感謝を意識するような保育を展開等
		健康 →自分の身体に関心を持たせるような取り組みや働きかけ等
	2 保護者支援 →自分の子育てに見通しを持ち、自分らしい子育てができるよう支援する等	
	3 地域支援 →保育者の専門性や地域の人材を活かし、地域開かれた子育て支援を行う等	

IV 公設公営保育園が地域において果たすことのできる役割

(1) 私立保育園と役割を分担しつつも、主に公設公営保育園が担うべき役割

ア	蓄積された人材やその経験・技術を活かし、質の高い保育の実践
イ	児童福祉課題を抱える子ども・子育て家庭の支援機関としての役割
ウ	多様化する地域において保育の質を確保し高める機関としての役割

(2) 公設公営保育園の在り方検討における各種検討項目

1 地域全体の保育の質の確保	(1) 民間施設との連携・交流促進 (2) 保育士による相談対応、専門職の巡回訪問 (3) 民間保育施設向けの研修の企画・実施 (4) 地域型保育事業所の連携施設
2 保育のセーフティーネット	(1) 特別な対応が必要な子どもの適切な受入 (2) 不適切な養育や児童虐待等の早期発見及び子ども家庭支援センター等の専門機関とのスムーズな連携及び民間施設との連携支援 (3) 民間保育施設が何らかの事情で急遽閉鎖する場合等の入所児童の受皿 (4) 災害時の地域の子ども及び保護者の受入れ
3 在宅で子育てをする家庭への支援	(1) 在宅で子育てする家庭（保護者）が必要としている支援の把握と実施 (2) 在宅で子育てをする家庭（保護者）が必要としている情報の把握と提供 (3) 在宅で子育てする家庭への施設・設備の開放 (4) 保育士・栄養士・看護師等の専門職による子育ての相談・助言 (5) 他の公的機関へのつなぎ役
4 保育行政を担う人材の育成	(1) 知識・経験・ノウハウの継承 (2) 現場実践に基づいた支援を支える職員の育成 (3) 保育所の評価・監査・指導及び施策の立案等を担う職員育成 (4) 西東京市の保育行政の中心となる人材の育成

第2章 公設公営保育園における子育て支援施策

I 事業

1 地域全体の保育の質の確保	保育等で得られたノウハウの提供、情報共有	各種マニュアル等の民間施設へ提供 ブロック会議の充実
	民間保育施設との連携	合同避難訓練等の実施
	民間保育施設と合同研修の実施	保育の質のガイドライン等に基づく各種研修の強化・拡充
2 保育のセーフティーネット	障害児保育・医療的ケア児の受入れ強化	全園受入れを基本としつつ、特化型園の検討
	災害時の地域の子ども保護者受入れ	福祉避難施設として妊産婦等の受入れ
3 在宅で子育てをする家庭への支援	地域子育て支援センターの充実	施設数の拡充及び配置のバランスの見直し 専門職による相談機能の充実
	保護者のレスパイト支援	一時保育の拡充 介入型一時保育の導入
	保育等で得られたノウハウの提供	各種保育マニュアル、子育てQ&Aの公開等

II 公立保育園において、新たな役割を実行するための財源の確保

・公設民営保育園の民設民営化及び公設公営保育園の民設民営化により生み出された一般財源を充当